

令和4年度 第17回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和5年3月16日(木) 13時30分～15時35分
開催場所	横浜市役所18階 なみき18・19会議室
出席委員	奥委員(会長)、上野委員、押田委員、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員、中西委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	菊本委員(副会長)、片谷委員、五嶋委員、田中稲子委員
開催形態	公開(傍聴者 4人)
議 題	1 2027年国際園芸博覧会 事業内容等修正届出書について
決定事項	

1 議題

(1) 2027年国際園芸博覧会 事業内容等修正届出書について

ア 諮問

イ 事業内容の修正に関する手続について事務局が説明した。

質疑、特になし

ウ 事業内容等修正届出書添付資料の概要について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 御説明どうもありがとうございました。それでは、委員の方から、ただいまの説明内容につきまして、御質問、御意見ありましたらお願いしたいと思います。挙手をしていただきましたら、私の方で指名をさせていただきます。いかがでしょうか。はい、横田委員お願いします。

【横田委員】 御説明ありがとうございました。土地区画整理事業の時から審査会で審議を重ねてきていて、今回の国際園芸博覧会の修正届出書の出され方にちょっと驚いているのですけれども、50ヘクタール増やして、70ヘクタール分の駐車場、バスターミナルエリアが未定に変わったわけです。これは北側のアクセスから考えると熟度が下がって、修正がないという項目が多かったわけのですけれども、まず事業自体の熟度が下がったという認識でいます。私は、やはり前回の駐車場区域、バスターミナル区域というものの熟度に合わせた形で、北側の熟度を高めたものを修正届出書として出されることが適切ではないかというのが、個人的な意見です。まず、これについていかがでしょうか。

【奥会長】 はい、事業者の方の認識をお尋ねだということだと思います。

【事業者】 ありがとうございます。北側の駐車場のエリアの熟度が下がった認識だという御意見なのですけれども、私どもとしてはですね、より円滑な輸送計画にしていきたいということと、それから先般の市長意見の中でもありました通り、周辺環境への影響というのが大きいエリアを駐車場として選んできたということがありますので、これは横浜市とも調整しまして、可能な限り柔軟に、それから幅広くしっかり検討できる、そういった対応ができるような区域に広げさせていただいたということがございます。細かいというか、詳細な部分についてはですね、しっかり準備書のところで、このままの形で準備書を出すということではなくて、熟度をしっかり上げて、準備書の中で設えなども含めてお示ししていきたいというふうに考えているところでございます。

【奥会長】 横田委員、いかがですか。

【横田委員】 はい、熟度が下がったと考える理由を質問形式でお伺いしたいと思えます。まずですね、前回市長意見等で例えば生態系、生物多様性などで、予測の段階で駐車場の形状や土地被覆の性状というような形で意見を挙げさせていただきました。けれども、今回は形状、性状というようなものが読めない配置のレベルに戻っていると思うのです。やはり市長意見で高めた熟度をもう一度ゼロに戻すことにならないのかというのが、非常に懸念していることです。

もう1つは、北側の50ヘクタール広げた範囲の駐車場、バスターミナル以外の土地利用に関する検討はどのようになっていて、それがどういう影響を及ぼすかというのは非常に方法書に影響するのではないかとというふうに考えるわけです。この2点ですね。配置の影響を考慮しなくてよくなったのかということと、北側のバスターミナル、駐車場以外の土地利用のあり方についての具体性、方向性についてお伺いしたいと思います。

【奥会長】 では、2点についてお願いします。

【事業者】 よろしく申し上げます。形状が配置までレベルダウンしたのではないかとということなのですけれども、今回の（スライド6ページの）図面を出すと、今この段階でですね、幅広に検討できるようなところまで調整しましたので、こういう形で広がったわけなのです。この中でよりですね、効率的な場所、それから周辺への影響を少なくする場所、そういった配置をしっかりと見定めて準備書の中に示すということです。その際に、こういう形で環境影響評価の区域を広げた以上はその中でしっかりと必要な調査、予測、評価ということはやっていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、同規模の駐車場を作っていくわけなのですが、それ以外の駐車場やバスターミナルにならないエリアのところについてはどうなるのかというような御質問だと思うのですが、その件については、今後横浜市と調整をしっかりとしまして、準備書の段階ではどのような形状になっているのか、要は、駐車場では使いませんよと言ったけれども、今回の対象エリアの性状や形状の概略や内容については、準備書の中でお示ししたいというふうに考えているところでございます。

【奥会長】 はい、横田委員どうでしょうか。

【横田委員】 はい。ですので、熟度が下がったのではないかとというふうに思うわけです。やられていることは、土地区画整理事業のデータを借りてきて予測するという部分が多いですよね。そうであれば、今現在の段階で、ある程度駐車場、バスターミナルを造ると影響があるエリアというのが予測できるはずですよ。これをやらないで、これから考えますというのは、やはり段階として下がっていると思うのです。今回は土地区画整理事業のデータを活用して、予測における、特に考慮すべき事項を意見としても挙げさせていただきました。今回は、土地区画整理事業のデータを使ってどのような事業の影響を予測しなければいけないのかが分からなくなりました。周辺の駐車場、バスターミナル以外の土地の性状、配置が分からないと、やはり追加で調査すべき項目は分からないのではないかとというふうに思います。それから、もう一つの懸念事項は、これによる土地区画整理の段階とか、北側における博覧会以降の土地の状態です。

これもだいぶ変わるのでないかと思うのです。やはり用地に入れ込んで、博覧会終了後は何らかの形で管理されると思うのですけれども、その管理に対してもやはり不確実な要素が増えているのではないかというふうに思うのです。これに関しても、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

【奥会長】 では、今の点についてお願いします。

【事業者】 はい、ありがとうございます。3つあったと思うのですけれども、1つ目はですね、配置が分からないと予測ができないのではないかということです。このエリアの中で、しっかり必要な調査をした上で、準備書の段階でしっかり予測結果をお見せしていきたいというふうに考えております。

それから調査については、確かに土地区画整理事業や公園整備事業が使ったデータというのも使わせていただきますけれども、今回エリアを広げたということに伴って、私どもとしても独自に調査を行うという部分もございます。景観調査については、エリアが広がったので、我々として独自に追加して、調査を行おうと思っています。その他の調査項目についても、私どもとしてですね、この駐車場のエリアが広がったことに対する追加調査項目みたいなものがあるか、どのような地点があるかというのを検証したのですけれども、そういった中で、景観の調査地点については追加させていただいているところでございます。

それから、土地区画整理事業の方、先ほどの質問と同じなのだと思うのですが、残った部分がどうなるのかといったところは、市としっかり調整した上で、これについても準備書の段階でどういった性状、形状になっているかといったところはですね、お示ししていきたいというふうに考えているところです。

【奥会長】 はい、横田委員。

【横田委員】 はい、それでは、最後にします。例えば生物多様性に関して、追加項目がないのですけれども、駐車場、バスターミナルを造る過程で当然舗装というのが入ってきて、周りに土地区画整理後に生息し始めた生態系が一回定着しているわけですけど、それがまた拡散し始めます。そうすると、その土地区画整理後にできた生態系の、例えば逃避ルートというものが、駐車場やバスターミナルの配置によって変わってきます。そうであれば、きちんと土地区画整理後にできた生態系に対する保全措置として、この50ヘクタール内の影響の低減をどう保全措置として盛り込むのかということが分かるような調査を行っていかないといけないのではないのでしょうか。このような観点が、やはりバスターミナル、駐車場が決まらないと考慮できないのではないかということで、それが修正届出書に反映されるべきではないかというのが私の意見です。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。

【事業者】 ありがとうございます。今回広げたエリアについては環境影響評価の対象区域にしたということですので、そこで必要となる調査、予測、評価といったものはお示ししていきたいと、準備書の段階でお示ししていきたいというふうに考えております。駐車場はこのエリアの中で必ず造りますから、その中でより良い、最適な場所への配置、それから性状をしっかりと示していきたいというふうに考えております。

- 【横田委員】 追加調査は、方法書で盛り込んでいただきたいと思います。
- 【奥会長】 そうですね、準備書というのはアセスをした結果を取りまとめた案になるわけですから、今の段階でどこに駐車場、バスターミナルを配置するのかが決まらないと、適切な調査項目やその方法が見極められないのではないかという御指摘ですので、準備書で示しますというのは、何と云うのでしょうか、その結果を示しますということを行っているだけであって、アセスの手續としては、今の時点でしっかりとお示しいただきたい、お示しいただく必要があることを御指摘いただいているところです。ちょっとやり取りがかみ合っていないようなところがございますね。
- それでは、先に手を挙げていらっしゃる方がいますので、進めさせていただきます。藤井委員、その後、田中修三委員お願いいたします。
- 【藤井委員】 よろしくお祈いします。横田委員がほとんど言っているのので、私も同意見という程度でコメントをさせていただきます。前回方法書の中で場所が決まっていたものが、場所が決まらなくなって、それで拡大してこの中でやりますというものに対して、私達としては良いですとはまず言えないと思います。これは私個人というよりも、審査会として、お任せしますのでどうぞやってくださいと言えない話だと思ひます。本来であれば場所を、移動場所を決めた上で、これについてこういうふうに変えたのですけどどうでしょうかというお伺い方法が普通であって、この中で好き勝手やっけて良いですよみたいな話には絶対なならないと思ひます。その辺は検討し直していただき、ここに決めたので良いでしょうかというようなものに、是非その段階で諮問していただくのが筋ではないかと思ひます。
- 調査についても、いただいた資料では既存資料の整理としか書かれていませんけれども、会長が言われたように調査をするのであれば、生物の調査にしても、こういう調査をしますというものをこの段階でしっかりと示していただき、方法書の中に入れていくのがこれも筋ではないかと思ひます。ほぼ横田委員と会長が言われたものと同じかと思ひますけれども、一応コメントさせていただきます。以上です。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。では、田中修三委員お祈いします。
- 【田中修三委員】 まず私も、横田委員や藤井委員、あるいは奥会長が言われたことと同じような印象を持ちました。それはもう繰り返しません、関連してこの駐車場、バスターミナルエリアが70ヘクタールでかなり広がったわけですが、あくまで検討エリアということで、実質的な駐車場、バスターミナルというのは以前と同じ20ヘクタールということでしょうか。
- 【奥会長】 はい、いかがでしょうか。
- 【事業者】 ありがとうございます。駐車場の規模は、同程度で検討したいというふうにお祈いしております。
- 【田中修三委員】 20ヘクタール前後ということなのですね。その位置を検討するエリアとして、今回この広いエリアを示したということですのでよろしいですか。
- 【奥会長】 よろしいですか。
- 【事業者】 面積についてはまだ精査している途中ですけれども、イメージとしてはですね、前回お示したものと同規模のものを設置したいというふうにお祈いしております。
- 【田中修三委員】 はい、分かりました。具体的な質問が1、2つあるのですが、今日説

明で使っていた資料の 62 ページ目、河川の流量に及ぼす影響に関する予測方法を追加していただいたわけですが、下の方の予測方法のところ、現況及び開催中における雨水の地下浸透に寄与する土地利用面積を比較して、河川の流量への影響を定性的に予測するところ、地下に浸透した分も重要なのですが、それだけではなくて表面流出、雨水の表面流出、これがどのように変化するかということも非常に重要ですので、地下浸透に寄与するものだけではなくて、表面流出量はどうかということも是非加えていただきたいと思います。

それに関連して、前ページの 61 ページですね、こちらに湧水の方が出ていますが、この湧水の方はどちらかというと、地下に浸透した流量がどのように変化するかということが非常に重要になってくるのですが、ここの予測の表の表現だけでは、湧水の状況と事業計画を比較するということがよく分からなかったです。こちらではどちらかというと、表面流出も多少影響しますけれども、地下水がどのように変化していくかということが重要かと思っておりますので、その点を考慮していただきたいと思っております。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【事業者】 ありがとうございます。表面流出の変化も重要だということですので、これについてはしっかり検討させていただきたいと思っております。それから、61 ページについてプレック研究所からお答えさせていただきます。

【事業者】 現在 61 ページでは定性的な予測ということしか書いておりませんが、内容としては河川の方で書かせていただいた地下浸透を考慮するということを考えていきたいと思っております。そのような内容で実際には行っていきたいと考えております。

【田中修三委員】 はい、分かりました。

【奥会長】 田中修三委員、よろしいですか。

【田中修三委員】 はい、結構です。

【奥会長】 ありがとうございます。それでは、田中伸治委員をお願いします。

【田中伸治委員】 御説明ありがとうございます。私も、今まで委員の皆様、あるいは会長がおっしゃったことと同様な印象を持っております。それ以外の具体的な御質問として 1 つ確認させていただきたい点は、今、田中修三委員との質疑でもあったことなのですが、駐車場の規模は 20 ヘクタールぐらいで、前回の方法書と同程度ぐらいだという御回答ではあったのですが、ちょっと気になったのは、資料のスライド 5 ページ目に今回の修正で駐車台数を十分に確保するとともにという記述があったり、あるいは 20 ページでアクセスの手段として自家用車が会場隣接駐車場まで向かうような矢印があったりして、一般の自家用車が会場付近の駐車場に直接アクセスするようなことを考えておられるのかどうかといったことをお聞きしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【奥会長】 お答えをお願いします。

【事業者】 ありがとうございます。駐車場、交通分担率などについては、これから精査して準備書の方でお示しするということなのですが、直接隣接する駐車場に行く自家用車や団体バスというのも想定はしておりま

す。

【田中伸治委員】 そうなのですか。自家用車のアクセスを認めると、誰が来て良くて、誰がパークアンドライドに行ってもらおうのかとかを考えることが出てきます。もちろん例えば身体障害者の方の車とか、そういった方には配慮が必要なのですけれども、一般の方の車までそれをやりますと、周辺の道路は環状4号線と、あと新しく整備する土地区画整備事業の道路で変わってはいなくて、それほど容量の拡大は見込めないのも、更なる交通混雑に繋がる可能性もあって、一般車でのアクセスというのは避けた方がいいのではないかなというのが私の個人的な意見ではあります。そのあたりはいかがなのでしょう。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【事業者】 障害者向けの駐車場ですとか、そういったものをしっかり検討したいと思えますし、それから一般車を避けるべきだというのは、それはもちろんそういったことが可能であれば一番良いのですけれども、やはり直接会場までいらしたいという方もいらっしゃると思いますので、それをうまく分担したりですとか、パークアンドライドの方に誘導するような手段なども考えながら、この辺の分担の方は整理していきたいというふうに考えているところでございます。

【奥会長】 はい、田中伸治委員。

【田中伸治委員】 はい、会場については、敷地は十分にあるのですけれども、そこに繋がる道路が従来のままですと、その部分をよく注意した上で検討していただければというふうに思います。以上です。

【奥会長】 それでは、宮澤委員どうぞ。

【宮澤委員】 はい、ありがとうございます。今回、駐車場エリアの変更ということですが、従前は源流部のところがかなり問題で、どういう性状にしたら良いとかそういうことを議論したと思うのです。先ほど指摘もありました。かなり大きくなったわけで、駐車場部分の面積は基本的に大きくは変わらない。ただ検討する配置のエリアを今回広げたという先ほどの御説明ですと、私としては、もうこの源流部のエリアは今回外して、十分他に駐車場を設置する可能性があるエリアができたわけですから、もうそのくらいの決断をされてもいいのではないのかなというのが希望でございますし、審査会としてもそのくらい求めてもいいのかなと思っております。いかがでしょうか。

【奥会長】 はい、どうですか。

【事業者】 ありがとうございます。源流部の問題は私どもでもしっかり考えなければいけないということで、今回色々調整をしまして、こういった形で幅広く検討できるような、そういったことをしたということでございます。また宮澤委員の御意見なども踏まえて、前向きに検討したいというふうに考えております。

【奥会長】 はい、宮澤委員。

【宮澤委員】 先ほど横田委員が、熟度が十分ではないのではないかと申し上げた、たぶんそういうことだと思っております。広げたということは、まさにこの部分が問題だから避けたいというふうに受け取るわけで、事業者の方もそういうことがあったのではないかと思いますので、前向きと言わずに、もうここは外しますくらいは言ってほしいのが正直なところでござ

います。以上です。

【事業者】 御意見ありがとうございます。私どももですね、博覧会の開催の日程でいつから整備を始めなければいけないというところ、これは我々事業者側の都合ではございますけれども、そういうのもあって、そういった中でまだこの場で確定できない、まだ調整中の状況ではございますが、宮澤委員のおっしゃったようなことなども踏まえて、より適切な場所に配置ができるように、今回このエリアを拡大させていただいて、できればそういった御意見を踏まえたような形で取りまとめたいと思っております。ただ環境影響評価の手続の中で、面積を変えたり、場所を変えたりするときには再度やり直さなければいけない、修正届出書を出さなければいけないという手続がございますので、そういったスケジュールなども鑑みて、今回何とかこのエリアの中で博覧会協会として市長意見、それから審査会の御意見を踏まえた中での適切な場所をお示したいという思いで、今回はエリアの方を拡大させていただいているということでございます。

【奥会長】 よろしいでしょうか。他にいかがですか。藤井委員、どうぞ。その後、酒井委員お願いします。

【藤井委員】 はい、お願いします。駐車場の方の件については、お答えいただいている内容が堂々巡りみたいで、そこは今回控えさせていただきます。でも、是非検討していただきたいと思えます。

あと、新しい施設配置図、そちらの方をちょっと見せていただきたいのですが、それ（スライドの14ページ）で大丈夫です。前回の会場配置計画図と変わってしまって、ここまで変わってしまうと、どうコメントしていいのかも分からないのですが、右下の元々日本庭園があった辺りで緩衝地帯を作っていたのかなとも思う一方で、施設、建物がちらほらと林縁部に見えるのですが、この建物はどのようなものなのですか。人を呼び込むようなものなのか。前回の配置計画図だと、この辺は日本庭園になっていたのも、人が入るにしても、そういう人を呼び込むようなイメージはなかったのです。けれども、現状、森林的には緩衝エリアができた一方で施設がちらほらと入ってきていて、これがどのようなものなのかを教えてくださいたいと思います。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。

【事業者】 御意見ありがとうございます。市長意見を踏まえて、緩衝帯を作るということは考えて、こういう形の配置図をお示ししているところでございます。中の細かい施設はあくまでイメージでございまして、博覧会の計画というのは日々熟度を上げていくというところがございまして、今の段階でこれが何の施設かという一個一個について御説明をできる熟度ではないということです。ただですね、緩衝帯を設けたという考え方はここにしっかり生かしていきたいと。たくさんの方が長い時間本当にそこに滞留して、呼び込むというお言葉を使われましたけれども、そういったものがここにならないような形で我々調整していきたいというふうに考えているところでございます。

【奥会長】 はい、藤井委員。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。駐車場の件でもそうなのですが、こちらの質問に対して、まだ決まっていないからという答えだと、もう何

も言いようがないような話なので、本来であればもう少し具体的な答えをいただきたいところです。イメージということであれば、これから変更可能という解釈だと思いますので、この緩衝地、せつかく緩衝地帯を作っていたらいいのであれば、そこに施設等は置かないという方向で考えていただきたいと思います。とりあえずコメントとして受け取っていただければと思います。以上です。

【事業者】 ありがとうございます。今、こちらの方に考え方を示した図面を再度お示ししております。(スライドの) 16 ページでございます。既存樹林の保全をしたりですとか、水辺空間の保全をしたりですとか、東側のエリア自体が生物生息空間に配慮した配置ですとか、運営の方法を検討するというところはここに明記させていただいているのですが、すいません、博覧会その事業の性質上ですね、一個一個の施設、これが何にどのような規模で、あるいはどういった考え方の施設なのかといったところまではお示しできません。この考え方は踏襲をしながら、共有しながら、計画の熟度を上げていきたいというふうに考えているところがございます。

【奥会長】 それでは他にいかがでしょうか。酒井委員、先ほど手を挙げてらっしゃったと思います。お願いします

【酒井委員】 よろしくお願ひします。私が伺いたいのは、土地区画整理事業との関係なのです。というのも、既存の樹林をどういうふうに残すかとか、あるいはその地形をどういうふうに生かすかとか、大枠のところは土地区画整理事業のところでは決まっているというふうに認識しているのです。

例えば選定項目の中でも、生物多様性の動物、植物、生態系のところを読んでも、ここは基本的に土地区画整理事業によって改変された上に運営される、設営されるものなので、特段の調査をしませんというようなことが書いてあって、つまり土地区画整理事業と連動しているはずなのですが、今ここで初めて見せていただいていると思うのですが、これに対応した改変というのは、土地区画整理事業の方のアセスの手続でないとおかしいのではないかと思います。これは事務局に聞けばいいのですかね。ちょっとよく分からないです。今の施設の配置もそうなのですが、まだまだこれから改変されるというようなこともおっしゃっていて、私達は何をもって評価して、意見というのはどういうふうに反映していただくのだろうかというのがよく分からないです。

【奥会長】 はい、どうしますか。

【酒井委員】 まず事務局に伺ったらどうでしょう。

【奥会長】 修正届出書が出されて、今回エリアが拡大されるということなので、結局拡大されて、何がどこに配置されるのか余計分からなくなったということでもありますけど、改めて方法書の手続をやり直すのかここで御意見いただくということです。事務局から補足ありますか。

【事務局】 事務局からお答えいたします。事業者が御説明したスライドで、工事の入る順番が書いてあったところがあるかと思います。スライドの 23 ページになります。お手元の方で御覧いただけますでしょうか。この一番下のところが土地区画整理事業でございます。最初にアセスを行ったところです。ここで全部、大改変をするということで造成が行われます。その後公園整備事業が、やはりこの間方法書の手続を行ったとこ

ろでございますが、今度は園路、それとインフラ等をそこで作ってまいります。博覧会の方は、基本的にはその上部利用というところで施設等を作られていくというふうに理解してございます。

【酒井委員】

はい、そうだと思うのですが、どこに樹林を残すか残さないかということは、もう既に土地区画整理事業の中でもって対応していて、公園の計画ではその既存の自然環境を活用しながらと書いてあって、そのまま樹林を残してというようなことや、あるいは谷戸を残すみたいなことが書いてあって、そういう計画にずいぶん変わったようですが、概ねそういう骨子は維持されているように見受けられるのです。土地区画整理事業の中で対応している部分、逆に言うと土地区画整理事業のアセスにおいて、自然環境の保全のためにここはこのように残すと決まったところは基本的に維持されていて、この新たな計画の中では生物多様性の危惧などを検討する必要はないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

【奥会長】

いかがでしょうか。

【事業者】

すいません、事業者の方からお答えさせていただきます。一部、横浜市土地区画整理事業や公園整備事業に関わる部分もあるので、事務局の方で補足があればお願いしたいと思います。土地の造成に関しては土地区画整理事業で、この博覧会のエリアや公園のエリアも含めて土地の基礎造成といいましょうか、地盤、土地の改変の大枠のところは行うという形になっています。その際に、土地区画整理事業の中では、今回の博覧会区域の大部分のところについてはあまり大幅な造成、相沢川のところは川の切り替えなどがありますからそこは動かすわけですが、それ以外のところについては大きな土地の改変は行わないような方向で基盤を造成していくという話になっています。その上でですね、公園整備事業の際に今ある既存の樹林ですとか、既存木みたいなものを残していくということになっていまして、それを公園整備事業の中で活用しながら、園路ですとか、広場の基礎となるような部分を整備していくこととなります。それがある程度、基幹的な部分がまとまった段階で、今度は博覧会の方はそこをお借りして、仮設の建築物が中心になりますけれども、仮設の園路みたいなものも作らせていただいて、今お見せしているような博覧会の会場を作っていくというような段階になります。その際に、博覧会事業でそこに建物を作っていくということ自体が開発行為に係るということなので、今回環境影響評価の対象事業になっているということです。土地区画整理事業も当然環境影響評価の対象事業で、市の条例の中の環境影響評価の（審査の）対象になっておりますし、公園を一定規模の面積以上を造る場合も環境影響評価の対象になっていると。我々の方も環境影響評価の対象になっているということなので、今回非常に分かりづらい三重の形で環境影響評価の審査をしていただくという形になっているところが、分かりづらくなっているところだと思います。

樹林地については、横浜市の方で残されるわけですが、博覧会としてはそういった残された樹木ですとか樹林地というもの、あるいは水辺を新たに作られますから、それをお借りして、それを活用させていただくというような立場でございます。土地区画整理事業や公園整備事

業の方でも同じく、その部分について環境影響評価の御審議いただいておりますところですが、そういった内容も踏まえて、我々はそれを活用し、一緒に横浜市と連携しながら博覧会期間中は保全していこうという立て付けになってございます。

【酒井委員】 では2点。新たに拡張する部分、その駐車場として大規模な、そこは別のアセスの枠組みで対応していたわけですが、今回こちらに組み入れられることによって、そちらのアセスで検討した事項というのが反故にならないかというのが一点です。その（スライド6ページの）青い部分というのは土地区画整理事業でアセスをやっていたわけで、そこで決まった配慮事項なり、保全対策なりということが、今回この事業の方に組み入れられることによって、なかったことと言ってしまうかもしれないですけども、どういうふうに位置付けられていくのかということが1点です。

それともう1点は、施設配置が変更になって、今までの議論の中で、この部分の生物多様性を守るためにこういう配置にしようという議論を散々したはずなんですけども、それは今後も配置計画はどんどん変わって行って、今の図面に基づいて議論をしてもそれはなかったことになるのかということをお伺いしたいです。

【奥会長】 2点ですね。お願いします。

【事業者】 ありがとうございます。駐車場の今回拡張したエリア、（スライドの6ページの）青い二重点線で書かれているエリアが今映し出されていますけれども、ここについてはですね、まずは土地区画整理事業によって整地、土地の改変が行われて、基盤ができ上がるというのが1段階です。その状態になった後に、我々が半年間、博覧会を開催するために駐車場として活用させていただくということです。その際には、土地区画整理事業で行った基盤整備から大きく掘り起こしたり、盛ったり、そういうことはするつもりはございません。その場所をお借りして、駐車場としての設え、大きなバスが停まるようなところについてはしっかりした舗装をしないといけないでしょうし、そうでない車両のところについてはまた別の設えをしないといけないでしょうし、それについても基本的には土地区画整理事業で行った基盤を大きく改変するということは、性状は変えますけれども、大きな切り盛りをしない形で整備をしたいと、お借りして整備したいというふうに考えています。

それから配置についてなんですけれども、すいません、この場で先生方がおっしゃるように、この規模でここだというふうに明確にお示しができないのですが、今の二重点線で書かれているこのエリアの範囲の中に収めるということは変わらないということです。それから申し上げたように、水源になっているようなところについてはしっかり配慮するようという御意見がありますから、そこについてはしっかり考えて、規模や配置というのを整理していきたいというふうに考えているところでございます。

【奥会長】 酒井委員どうでしょうか。

【酒井委員】 とりあえず状況は理解しました。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。では、宮澤委員どうぞ。

【宮澤委員】 酒井委員と同じようなことなのでしょうけども、要するに大きな造成

で手を入れるのではなくて、細かいところの関係なのだというお話なのですが、例えば（スライドの）13 ページと14 ページを見まして、気になっていたのは、確か調整池を確保するという話があったと思うのです。13 ページで飲食施設と書いてある辺りにそれがあのような気がするのです。その他にもあるのか。それが14 ページの方ではなくなっているのです。ただ他のところを見ると水辺空間とあるのですが、結局水が溜まるような地形だったところが、いつの間にか乾燥地帯になっているというようなことで、酒井委員が言われたように、簡単に言うと前の計画は反故になって、自由にレイアウトして利用できてしまうことになるのですかという疑問が湧いてくるのは然るべきなのかなという凶面になっているのです。調整池は、今回もう具合が悪いのでやめたということなのでしょうか。教えてください。

【奥会長】

お答えをお願いします。

【事業者】

調整池につきまして、土地区画整理事業で整備していくということで、調整池がやめになったということではございません。今この中で、我々の事業で調整池を造るわけではないので、調整池という表現はしてないわけなのです。東側のエリアのところには水辺の保全活用と書いてありますけども、保全活用しながらこのエリアのところには調整池を造ると聞いておりますし、この我々が会場とする区域の外の部分にも調整池を土地区画整理事業で造っていくということについては変わってないということです。また一つ付け加えさせていただきますけども、今（スライド16 ページの）凶面に赤字で書いてあるように、相沢川の水辺空間等の保全活用、これも土地区画整理事業で整備を行うわけなのですけども、これも変わらずに保全活用の措置はすると。我々はその場所を使わせていただく、その際には生物多様性に配慮した維持管理を、博覧会としても市と連携しながら行っていくことは前回説明した方法書の段階から変わっていないということです。ですので、自由に配置しているというよりは、より熟度を高めた形、ある意味正確な形でお示ししていこうというところでございます。

【奥会長】

はい。それでは、藤倉委員、その後押田委員でお願いします。

【宮澤委員】

すみません。宮澤ですが、一言だけ言わせてください。

【奥会長】

はい。

【宮澤委員】

今の質問で、（スライドの）13 ページと14 ページを比べると、14 ページの今回の修正届出書では調整池がなくなっているのです。だから、疑問に思うのです。全然反映していないではないですか。以上でございます。

【事業者】

すみません。調整池については、横浜市で環境に配慮した形で整備するということなので、それを踏まえてこういう凶になっています。確かに調整池と書いてございませんので分かりづらいのですが、調整池の機能はしっかり確保していくと聞いております。

【奥会長】

はい。それでは、藤倉委員お願いします。

【藤倉委員】

計画について伺いたいのですが、駐車場やバスターミナルの検討エリアが広がったのですが、その駐車場やバスターミナルは、土地区画整理事業の上物として造るのかもしれませんが、博覧会終了後は引きはがして、さらにまた別の用途になるのでしょうか。要するに、博覧会専

用の駐車場であって、博覧会が終わったらその駐車場の舗装などはもう1回何か作り変えるようなことになるのでしょうか。

【奥会長】 はい、いかがでしょう。

【事業者】 はい、ありがとうございます。駐車場に関しては、博覧会の際に博覧会がその場所をお借りして造るものでございまして、博覧会が終わりましたら、更地、元の土地の状態にしてですね、お返しするという形になります。その後は、横浜市が施行者になっています土地区画整理事業（実施後の土地利用）の中で、その場所については活用していくということで、テーマパークを核とした賑わい地区という形になってございますので、別の用途が入ってくるという形になります。

【藤倉委員】 おそらく駐車場を造ったとしても、またテーマパークで駐車場になるかどうか分からないので完全に更地にして返すということですね。先ほど、例えば廃棄物などあまり関係ありませんというような感じではあったのですが、スライド39ページに環境影響評価項目があって、選定していただいているのですが、仮設施設等の撤去となっていて、いかにも仮設の施設だけ撤去するような感じになっているのですが、かなり広範に駐車場などを整備するとコンクリート塊とかがかなり大量に出てくることもあり得ると考えてよろしいのでしょうか。

【奥会長】 はい、どうでしょうか。

【事業者】 ありがとうございます。仮設施設の撤去の中にはですね、当然駐車場も仮設の駐車場でございまして、撤去するときのことも考えてございます。コンクリート塊ですとか、アスファルト塊ですとか、そういったものも出ることは想定されるのですが、その辺についてはなるべく大量に出ないような形で対応できないか、あるいは出たとしても、しっかりとリサイクルできるような、そういった手法を考えていきたいというふうに考えてございます。

【藤倉委員】 はい。是非そうしていただきたいのです。修正届出書という形で出てきているのですが、例えばそういう意見を審査会が述べる、議事録で事業者の言葉もあるわけですが、述べるような形での、何か後に残すような形でそこを是非お約束をきちんとしていただきたいというふうに要望して終わります。以上で結構です。

【奥会長】 はい、ありがとうございました。では押田委員、その後、上野委員お願いいたします。

【押田委員】 私も今、藤倉委員がお話されたように、拡張部分のことがかなり気になっております。先ほどから図面の方をお示しいただきながら施設配置によるというお話をいただいているのですが、やはり50ヘクタールは大きいので、できればその施設配置の話等がすぐにできないのは分かりますが、どうしても動線計画はかなり大きく変わるので、せめてゾーニングで示すとか、あるいは基本計画以前のエスキスとは言わないのですが、ざっくりと周辺との関係を示していただきたいということ。それと、あと私も先ほどの（スライド10ページの）図面のこのオーバーレイしたときに重ならないところがすごく気がかりだったので、やはり図面の統一と、これは事務局にお伺いしたらいいのか、公園との計画との整合性の部分をお示しいただかないと分からなかったところがあります。その辺も次回のときまでに整理していただけると、今日結構混

乱を招いているので、多くの方にお分かりいただけるのではないかなと思います。すいません、最後は感想です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。何かお答えありますか、事業者の方から。よろしいですか。

【事業者】 はい、また事務局とよく御相談させていただきますが、こういった土地区画整理事業であったり公園整備事業であったり、公園整備事業の方は今検討を一緒に進めているところですけども、その辺の関係が分かりづらいという御意見もございましたので、何らかの形でですね、その整合性ですとか、そういったものが分かるようなものをお示しできればというふうに考えてございます。

【押田委員】 特になんですけど、やはり今回非常に分かりづらかったのは、拡張したにもかかわらずゾーニングすらないというのが、非常に引っかかっておりまして、実施計画とか、基本計画レベルの図面が難しいのであればゾーニングをお示しいただくと大雑把なプランが見えますので、その辺は努力いただきたいなというところで、すいません、細かいですけども。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。非常に重要な御指摘だと思います。もう少し御検討いただきたいと思います。

【奥会長】 上野委員お願いします。

【上野委員】 はい、ありがとうございます。私は騒音のことで見ていまして、施設の配置について変更のイメージなどの図も図書には出ています。そういうのを見ていると、自然環境に対していろいろ配慮しながらやっていくというようなことを書いていただいているのですけれども、供用時にいろいろ音を出すような施設もあるというところで、周辺の住民、居住環境に対しての配慮ということがやはり見落とされてはいけないところだと思います。そういったところが、ここに文言が見当たらないのが気になっておりまして、その点もし何かあれば補足いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【事業者】 ありがとうございます。運営に関しては、やはり周辺の環境、お住まいの方に御迷惑のかからないような形で運営はしっかり考えていきたいというふうに考えてございます。それについても、何らかの形で準備書の中でもお示ししたいと思っています。例えば、今だと一番南側（スライド 14 ページの）のエリア、ずっと長く接収された地域ですので居住されている方のエリアというのは限られてはいるのですが、隣接する部分では南側のところに県営の細谷戸団地（細谷戸ハイツ）がございまして。そういったところの直近で、夜間に大きな音を出したりとか、光を当てたりとか、そういったことがないように、その辺について配慮したような運営のガイドラインを作って対応していくというのは我々としても考えていますし、人だけではなくて市民の森も近くにございますから、そういった方向に生物にも影響のないような運営というのは考えていかなければいけないというふうには考えているところでございます。

【上野委員】 分かりました。どうもありがとうございます。よろしく申し上げます。

【奥会長】 はい、ありがとうございました。他はいかがでしょう。よろしいで

しょうか。

あと1点だけ確認させてください。スライドの20ページですけれども、一番左に有料来場者数1,000万人以上というふうに、1,500万人想定されている内の有料来場者しか入れていませんけれども、残りの500万の無料で来られる方についてはどういうふうに考えてらっしゃるのが分からないです。それと、その数を踏まえた上で、やはりどういう分担でそれぞれの交通モードにさせていくのかが非常に重要になってくると思います。それこそパークアンドライド駐車場をどの程度確保する必要があるのかですとか、先ほどの駐車場のゾーニングの話もありましたが、やはり面積も含めてどの程度の台数分を確保する必要があるのかというところはかなり関わってきますので、ここは準備書で示しますではなくて、やはり大体想定される分担率がどの程度なのかというところも、本来であれば今の段階で示していただく必要があるのかなと思っております。質問としては、残りの500万はどうするのかというところなのですがいかがでしょうか。

【事業者】 ありがとうございます。有料来場者数1,000万人というのが、こちらの会場にいらっしゃる方のことをイメージしていただければということなのですけれども、残りの500万人に関してはですね、関連する、例えばイベントであったり、あるいはICTを使ったバーチャルの開催も含めて、参加者として1,500万人を見込むということですので、いらしていただく方の1,000万人とはちょっと切り離してお考えいただければというふうに考えてございます。

【奥会長】 500万人は直接会場には来られない方ということですね。

【事業者】 イメージとしてはそういう形になります。

【奥会長】 はい、分かりました。そこは分かるようにどこかに書いてありますか。

【事業者】 すみません。ちょっと分かりづらいかもしれませんが、(スライドの)12ページのところで、開催概要のところにも1,500万人の参加者ということと、地域連携ですとか、ICT活用などの多様な参加形態を含んだ上での1,500万人であり、有料でいらっしゃる方は1,000万人以上を目指すという、こういった書き方をさせていただいております。

【奥会長】 はい、分かりました。有料来場者が直接来場者とイコールだという想定ということですね。

【事業者】 はい、そのようにお考えいただければと思います。

【奥会長】 はい、分かりました。いずれにしても、これでも分かりにくいかなと思いました。

それでは、他はいかがですか。3時と、予定しておりました時間を回ってしまいましたけれども、まだ3時半ぐらいまでは大丈夫かと思いますが、よろしいでしょうか。では、本案件については次回以降も継続して審議させていただきますので、もし今日以降またお気づきの点がありましたら、次回以降にお願いしたいと思います。それでは、事業者の皆様どうもありがとうございました。御退室をお願いいたします。

(事業者退出)

- 【奥会長】 はい、それでは審議に入ります。追加の御質問、御意見ございましたらお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。
- 【中西委員】 よろしいでしょうか、中西です。
- 【奥会長】 はい、どうぞ中西委員。
- 【中西委員】 私も駐車場とバスターミナルの件は熟度が下がったという御意見に賛同していたので同じことを言ってもと思って黙っていましたが、逆に、今後進めるにあたっては、どこまで求めるのかということのイメージをこの審査会として持つのかも結構重要なと思います。というのは、評価するためには、やはり設計が具体的にないと評価できないというのが大原則ですし、それをなくして枠だけ示してきちんとやるから認めてくれと言われても、それは審査会の趣旨としては相当問題があるかなとは思いますが、一方でその事業の進め方を現実的に考えると、かっちりしたものを書くのはやはりなかなか難しいということも、現実的な事業の進め方、設計の進め方としては理解できてしまうところもあるのです。
- 途中でゾーニングくらいはという御意見もあったのですが、プラスどれくらいのもの、例えばアプローチとかですね、これくらいまでは具体像を示してほしいというどこまでの水準を求めるかということ、あらかじめこちらイメージしつつ意見を出さないと、なかなか事業者さんもやるにやれないところも出てくるかなと思います。ゾーニングと、私としてはそのアプローチ、方向性、要するに動線がどういうふう想定されるかということくらいは考えないといけないかなと思っておりますが、そういったところは少し意見を出したらいいのかなというふうに思っています。以上です。
- 【奥会長】 はい、そうですね。横田委員からも、御意見伺いまして。
- 【横田委員】 はい、ありがとうございます。これは、やはりアセスの手續として非常に重要な決断ではないかなというふうに思っていて、修正届出書で線を広げて、審査会の意見を出した以前の線を消してグレーの部分を広げるというものを1回前例として作ると、簡単に別の形で転用できるやり方になります。やはり環境アセスメントの制度そのものに対する非常に大きな悪例になる可能性もあるのではないかなというふうには思っていて、ちょっと厳しく最初に申し上げたのです。50ヘクタール必要だという根拠、これがあまりにも乏しいということと、やっていることは先ほど申し上げましたけれども、土地区画整理事業のデータを使って土地区画整理事業後の状態から博覧会が使う環境の影響評価をしているということで、元の調査データというのは大半が土地区画整理事業のデータです。それで、50ヘクタールという根拠を付けられないということに非常に問題があるのではないかなというふうに思うのです。データとしてきちんとあるのだから、50ヘクタールの中の何パーセントは大事な部分だとか、先ほども多くの方が言っていましたけれども、避けるべきところは避けると言えないのかということ。これがないままに50ヘクタールという話が動いていってしまうと、この後やはり影響は大きいのではないかなというのが私の意見です。
- 【奥会長】 はい、分かりました。他はいかがでしょう。他の委員の方もありましたら、はい、宮澤委員どうぞ。
- 【宮澤委員】 先ほども確認したのですが、事業者からも言われたのだけ

ど、基本的に駐車場の部分の大きさというのは大きく変えるつもりはないというお話でした。これはもう確実に押さえてほしいと思います。そうでないと、この曖昧な形での修正手続をどんどんやられてしまったら、やはり精査してみたらもうちょっと台数が増えそうだから大きくしますなんてやられたら、たまったものではありません。いくら何でもこんなに土地を、自然をいじめることはないだろうと思うので、その辺は審査会としても、ここはきちんと言質を取りたいとか、そういうところをやってほしいと思っております。次回でも結構です。

【奥会長】 はい、分かりました。藤井委員どうぞ。

【藤井委員】 はい。簡単にコメントですけれども、横田委員が言われたみたいに、悪例を作ってはいけないと思うのです。もう1点は、事業者の立場をあまり取り入れなくてもいいのではないかなというのが私の正直なところなんです。事業者に寄ってしまうと、この審査会というものが成り立たなくなってしまうので、事業者の、確かに都合はあるかもしれないですけど、そこはもうこちらは関与せず、審査会としての責務を果たすべきではないかなと思います。とりあえずコメントです。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。藤倉委員どうぞ。

【藤倉委員】 私は事務局に伺いたいのですけれども、どの程度までこの修正手続で熟度を下げるといえるか、事業を広げるといえる前例がこれまでありましたか。これまでの一番悪い例といえるのを教えてほしいと思います。次回で結構ですけれど。

【奥会長】 はい。今、即答がもしかしたらできるかもしれませんが、これ以外にないということになるかもしれませんが、どうですか。

【事務局】 はい、確かに今までこのようなことはあまりないと思っています。各委員がおっしゃるように、今回の変更は後退感が結構あると事務局でもすごく感じています。今お話したように、今までの事例も全てを探したわけではないのですけれども、ないのかなという感じがしています。そういう中で、そもそも方法書の審議ということで、環境影響評価を行うにあたっての調査予測の手法などを審議していただくということになっております。今回事業者につきましては、駐車場等の場所が検討エリアになったということで、最大の範囲を対象事業実施区域として設定して、今回の資料では個別の項目で景観等の調査項目を追加しているところです。この事業につきましては、スケジュール的なところもありますけれども、当然、私達は事業者に寄っているところは全くなく、常日頃から具体化するよう指導助言を行っているところです。この事業も最終的には準備書の手続が行われると思いますので、そのときはしっかり予測評価していくために、最低限、駐車場の位置とか規模などが具体化されていないと予測評価できませんので、その辺はしっかりと指導していきたいと思っています。以上です。

【奥会長】 はい、田中伸治委員どうぞ。

【田中伸治委員】 私も皆さんと同じ意見なのですけれども、途中で奥会長も御指摘されていましたが、本来この方法書の審議をする段階で、計画としてはきちんと交通の分担率であったり、駐車場の配置であったり、輸送計画であったり、決まったものを出してもらってそれで方法書の審議をする。そのために、その影響を把握するためにどこを予測地点として、ど

のような調査方法を採用してということが必要ではないかなというふうに思うのです。それが今回さらに後戻りしてしまったような状況で、これらが固まってから方法書の審議することはできないものなのではないでしょうか。事務局の方にお聞きしたいのですけれども。

【奥会長】 はい、博覧会のお尻が決まっていますからね。

【事務局】 事務局としては、基本的な条例の事務上で、ある程度の必要な項目が出てくれば届出というか、書面を受け付けなければいけないところもありますし、それを審査会の方に諮問するような必要もあります。事業者については、やはり今回はスケジュール的な面が大きいのではないかと考えています。私達も何回も事業者の方にはある程度駐車場の位置とか、規模が分かってから出してくださいという話はしたのですが、その辺は受け入れていただけなくて、今回提出されてきたというような状況ではございます。

【奥会長】 はい、田中伸治委員どうですか。

【田中伸治委員】 そうですね。開催する時期は決まっているのに、まだそういった計画もできていないというのは、逆にこちらとしては心配になるのです。それで本当に開催できるのかなというのが正直な感想ではあります。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。酒井委員も手を挙げていらしたと思います。

【酒井委員】 先ほど状況を把握しましたので、私は質問を終えてしまったのですけれども、今皆さんの御意見を伺っていて、計画が揺れている段階で何らかの意味のあるコメントをしなければならない、意味のある回答を引き出す作業をやって、それなりの成果が得られてまた御破算になるのでは、あまりにもお互いに消耗します。といっても、全ての計画ができあがってからはスケジュール的に間に合わないのも分かるのです。分かるのですというか、私は個人的にはそこは理解します。いけないという気持ちにはならないです。必要のないことを過剰にやろうとしないといけないのではないかという気もします。というのも、土地区画整理事業で土地を全部造成するというようなことをやれば、もうそれで必然的に失われてしまう自然というのは、私は生物多様性や植物、そういう視点になるのですけれども、おのずとどうにもならない部分というのは決まってしまう。そこは、例えば駐車場になるとか、あるいは他の形の利用をされるとかという以前に決まってしまう部分であるのです。アセスの手続を見ると、どれも定型に縛られているというか、その定型に縛られている部分というのはどこまでかというのは今一つ私には掴みかねるところがあるのですけれども、例えば、現状の土地区画整理事業を行う以前の生物多様性を形式的に調べて、それとの対比でどうかみたいな話、形式的にはそんなふうになっているかと思うのですけれども、いや違いますよね、それはもうやっても意味がない。この事業の中でやる意味がよく分からないというか、そういう意味もあって土地区画整理事業とのアセスの中で取り組むべきことの整理というか、全体的に無駄がないようにやったらいいのではないかなと思います。そうすれば、それぞれのアセスに時間がかかることも回避されて、議論にも時間があまりかからなくなるのではないかと。今はあまりにも違う計画が出てきて仰天して、それでこれでは駄目、いけないのではないかという気持ちについ

なるのですけれども、落ち着いて考えてみると、そんなに、あまり大ごとにしなくてもという気もしています。話は戻りまして、皆さんが言っていることと同じかもしれないですが、土地区画整理事業との事業としての扱いの整理だけではなくて、アセス手続上でどういうふうにそれらが仕分けされるのかという整理というのも少しやっていただいて、なるべくお互いに効率よく動けるように、労力的にもスケジュール的にもということをやっと事務局の方で考えていただければ有り難いかなというふうに思います。すみません、長々と。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。宮澤委員、どうぞ。

【宮澤委員】 すみません、だいぶ実質的な意見と離れてしまうのだけれど、でも重要なことだと思います。今の酒井委員の御指摘はその通りで、これは土地区画整理事業で全部覆土あるいは盛土という段階でもう絶望的な事業なのです。だから私達はその段階で、これはやってはいけない部分、ゾーニングで残したらいい、残す部分と分けてやれないのかというところを本当は詰めたかった。けれど、残念ながらできませんでした。その他に、時間的な問題があります。ただ、これはですね、先生方に考えていただきたいのだけれど、横浜市の事業です。本来的に。となれば民間事業者の利害を考える必要はないのです。ということは、そういうものとは別に、市の事業の場合にはそういう時間的な制限はある程度柔軟に考えることもできるというような発想があってもいいし、審査会としてはそういう提案をしてもおかしくはないと僕は思います。時間的な制度のところは市の事業においては、今回は第3セクターみたいになっているようだけれども、それも現実的には市が主体ですから、そういうような手続を考えるということも先生方にも考えていただきたいと思えます。それと、この事業は3つに分けたというのは、やはり私達残念ながら混乱してしまいます。ある意味、意図的に分けたのではないかと考えたくなってしまう、そこはそういうことはないと思うけれども。でもそういうような手続で、もう混乱するのは当たり前なので、もう少し混乱しないような工夫というのは確かに御指摘のとおりだと思います。以上でございますが、今の市の事業というところは、僕はもうちょっと考えてもいいような気がします。

【奥会長】 はい。主体についてはクリアにしておいた方がいいと思いますが、これは市の事業ではないわけです。もちろん市から課長が出向して、回答も課長がされていますけれども、博覧会は協会の事業なので、事務局の方でもう一度しっかりと御説明いただく必要があるかなと思います。説明していただけますか。

【事務局】 今回の博覧会の事業でございますが、市から出向している者もおりますけれども、もちろん民間の方も御参加されて博覧会協会、先ほど御説明がありましたが、一般社団法人から公益認定されまして、公益社団法人博覧会協会という形になってございます。事務総長・代表理事の方も河村さんという形で、市とは別の組織となっております。

【宮澤委員】 すみません。この事業、確かにそういうところがあるので先ほどもちょっと違うところもあるのかなと申し上げたのですが、土地改良などはかなり公の、市の介入が大きいものですから。

【奥会長】 それは市の事業です。公園整備事業も市です。

- 【宮澤委員】 これはやはり、そういう傾向を考えていいのではないかというのは、そういう議論が成り立つと思いますけども、違いますか。
- 【事務局】 3つの事業がございまして、それぞれアセスにかかっている段階も異なりますので、大変審査会委員の皆様には混乱を招いてしまっているところかなと思っているところでございます。
- 土地区画整理事業は、こちらはもちろん横浜市が施行しているものでして、これがまずはアセス法の法対象事業という形になっております。環境影響評価法に基づいて、アセスの手續を踏んでございます。その次に、その土地区画整理事業（実施後の土地利用）の中の事業の1つとして公園整備を行うということで、公園整備事業に関しましては、本市のアセス条例の対象事業となっております。今回は博覧会の後に公園が整備されるという形ですが、公園整備事業の方で基盤を整備していて、その土地で一度博覧会が行われて、その後博覧会が撤去されて公園を整備するという形で事業を進めていくので、ある程度レガシーといえますか、承継されるようなところに関しては公園整備事業の方で引き継いでいくといった形になってございます。ですので、博覧会の整備と公園整備事業の整備というのが密接に絡んでいるという状況です。その辺につきましても、次回もう少し御説明できるようにであれば御説明の方を、事業者と調整してまいりたいと思います。
- 【奥会長】 はい、ありがとうございます。毎回同じような議論になってしまいますけれども、先ほど酒井委員のおっしゃった過度な作業を求める必要はないのではというお話は、多分横田委員が先ほどおっしゃったことと同じですよ。土地区画整理事業の方で調査予測評価している結果があるはずなので、今回駐車場のエリアを広げたけれども、そのエリアの中で最も周辺環境への影響が少ないところはどこかというのは土地区画整理事業のデータを踏まえて見極められるのではないかと。そういう御指摘ですよ、横田委員。
- 【横田委員】 はい、そうです。
- 【奥会長】 エリアを広げてこの中で検討しますと、どこになるか分かりませんというのは後退した印象で、本来は、きちんと情報があるのでしたら、その中でここが一番影響が少ないと思われるのでこうしますということを示していただきたいという、そういうことだったかと思えます。そこまでは求めた方がいいのではないかと御指摘だったかと思うのです。はい、酒井委員どうぞ。
- 【酒井委員】 ちょっとニュアンスが違うのですが、利用していただくというのはもちろん事業者側に立つとそれが合理的ということになるのだけでも、アセスの審査側に立っても同じことを繰り返すことがないようにというか、土地区画整理事業の中で扱ったことをまた改めてやるというそういう無駄がないようにというのも含んでいます。よろしくお願ひします。
- 【奥会長】 そうですね。何度も同じような話を議論しなければいけないということですが、いずれにしても、今回の修正届出書は駐車場エリアの部分が増大されて、それ以外の部分については前回とほぼ変わらない、ちょっと絵が変わったりはもちろんしてはいますが、やはり一番大きな要素というのは駐車場、交通、どれぐらいの来場者がどういう交通

手段でそこに来るのか、それに必要な駐車場をどこのエリアにどの程度確保するのか、それに対してどのような調査項目が必要なのか、どういう調査方法が必要なのかというところが大きな争点になると思うのです。そういう意味ではゾーニング、もしくはほしいこのエリアということはやはり現時点で示していただかないと、項目とか調査方法の妥当性というのが審査会としては判断できないということだろうと思います。先ほど申し上げましたけれど、どの交通手段がどの程度 1,000 万人を分担するのかということも、結局駐車場をどの程度確保するのかということに関わってくるので、ここもやはり前提条件としてはある程度示していただく必要あるのかなというふうに思うところなのですが、いかがでしょうか。その辺を事業者と事務局とでやり取りしていただいて、次回以降ですかね、資料を出していただくような方向で検討していただくというのはいかがでしょうか。

【事務局】 はい。では、拡大した駐車場検討エリアについて、ゾーニング的なもの、どういう風な考えでいるのかといった方向性ですとか、想定ですとか、そういったことが示せないかを事業者の方と調整して（音声途切れ）、失礼いたしました。今回駐車場エリアが同程度という修正届出書にはない話が出てきましたので、そういったところの確認と、さっき申しましたゾーニング的なところ、考え方といったところを事業者の方と調整しまして、次回示せるかどうかを調整していきたいと思います。

【奥会長】 そうですね。では、そういう方向で。どうぞ、田中修三委員。

【田中修三委員】 ゾーニングもいいのですが、先ほどの事業者の話ですと、準備書段階で駐車場の位置を決めて、評価の進みたいような話でしたので、それを準備書という形で出していただくのではなくて、その前段階として今日の議論の続き、審査の続きとしてある程度場所を決めて出せるのではないのでしょうか。私はそんな印象を受けましたけれど。

【事務局】 はい、どこまで出せるか、示せるかということも事業者の方と調整してまいりたいと思います。

【奥会長】 はい、ではお願いいたします。それでよろしいでしょうか、他の皆様も。ありがとうございます。やはり、この案件になりますと時間がかかってしまいますけれども、他に御意見ないようでしたら、本日のこの案件に関する審議はこれで終了とさせていただいてよろしいですか。事務局も確認事項、大丈夫ですか。

【事務局】 はい。

【奥会長】 はい、それでは本日の審議内容につきましては、後日、会議録案で御確認いただきますようお願いいたします。以上をもちまして、本日予定されていた議事は終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

【事務局】 それでは、本日の審議につきましては終了いたしました。傍聴の方は御退室をお願いいたします。

(傍聴者退出)

資 料 ・ 2027年国際園芸博覧会の修正が環境に及ぼす影響について (諮問) 事

事務局資料

・ 2027年国際園芸博覧会 事業内容の修正に関する手続について 事務局

資料

